

検証 JR革マル浸透と組織私物化の実態！

民主化闘争情報[号外] 2010年4月19日 発行 日本鉄道労働組合連合会(JR連合) [No.108]

1億5千万円もの業務上横領被疑事件を徹底検証！

本号からは、日本鉄道福祉事業協会元理事長のS氏と同協会職員であったY氏に対する業務上横領被疑事件について、詳細に内容の検証を進める。これは規模が大きく多数の者が関与する非常に興味深い事件である。まず、事件の概要と、家宅搜索と差押えを受けたJR総連ら原告が提起した国家賠償請求訴訟について解説したい。

この事件は、「(国賠訴訟の)原告S及び原告Yが、共謀の上、業務上預かり保管中の『財団法人日本鉄道福祉事業協会理事長S』名義の預金口座の普通預金口座から、原告S所有のログハウス購入建設代金等に充てる目的で、2000年6月28日、2億1888万7804円を引き出し、同日、S名義の預金口座に、そのうちの1億4888万7804円を振り込んで横領した」というものである。そして「(同日、)その余の7000万円が原告松崎名義の口座に振り込まれ、2001年3月29日、本件福祉事業協会口座は解約されていることが判明した。そして、上記一連の入出金の手続を銀行窓口で行った者は、原告Yであった」という(「」内は後述「6・19判決文」より引用)。この事件に関連して2007年2月15日からの中旬に「目黒さつき会館」をはじめ、多くのJR総連関係者の事務所、居室、身体等の家宅搜索が行われ、合計2257点にも上る物件の差押えを受けた。2月15日当日の新聞報道を紹介する。

【読売新聞】(2007/2/15 夕刊)

JR総連元理事長1億5000万着服容疑 警視庁搜索 東労組元会長口座に7000万円

JR東労組などを傘下に持つJR総連の関連の財団法人「日本鉄道福祉事業協会」の元理事長らが、同財団名義の銀行口座から約1億5000万円を着服した疑いがあるとして、警視庁公安部は15日朝から、業務上横領の疑いで、東京・品川区の同財団やJR総連などの搜索を始めた。ほぼ同時期に同じ口座から約7000万円がJR東労組の元会長名義の口座に振り込まれており、公安部は、この振り込みの経緯についても解明を進める。調べによると、財団の元理事長は在職中の2000年6月、財団の経理担当の女性に指示し、財団名義の銀行口座から、一度に約1億5000万円を無断で引き出し、元理事長名義の銀行口座に入金させた疑い。また、同じころ、残る約7000万円についても、JR東労組の元会長名義の銀行口座に振り込まれ、外貨で預金されていた。-(中略)- 公安部によると、財団の口座は00年6月22日に開設され、その直後から同じ財団名義の別の口座やJR総連名義の口座から振り込みが相次ぎ、計約2億2000万円が集まった翌日の同28日、約1億5000万円が引き出されていた。-(中略)- 公安部は元理事長らが当初から財団の資金を着服する目的で、新たに財団名義の口座を開設したとみており、なぜJR東労組の元会長名義の口座にも、同じように資金が流れたのか関係者から事情を聞く。-(後略)-

JR総連らが不当搜索だとして訴えた国賠訴訟は一審で完全敗訴！

そして、家宅搜索を受け物件を押収された原告らは、東京簡裁裁判官が発付した搜索差押許可状の請求・執行にあたった警視庁の警察員らと、令状を発付した裁判官の違法な職務執行で損害を被ったと主張、東京都と国に国家賠償請求訴訟を提起した。JR総連、福祉事業協会、鉄道ファミリー、事件の被疑者であるS氏とY氏、松崎氏など、3者の法人と25名の個人が原告となっており、賠償請求額は総額9339万円に上る。原告にはJR総連や東労組の現職役員などよく知られた人物も多数含まれる。なお、一審判決は2009年6月19日に東京地裁で言い渡され、原告らの請求を棄却した。この「6・19判決」に対し、全面敗訴となったJR総連は「乱暴な理論での反動判決」として怒りをぶつけている。

「検証・JR革マル浸透と組織私物化の実態！」はJR連合ホームページに掲載中！ <http://homepage1.nifty.com/JR-RENGO>